

1 審議会名	上田市公文書館整備検討懇話会
2 日 時	平成27年12月24日 午後1時30分から午後3時00分まで
3 会 場	本庁舎5階 第三委員会室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、西入委員、堀内委員、横山委員
5 市側出席者	宮川総務部長、中村総務課長、浅野文化振興課長、塩崎文化財保護担当係長、倉澤博物館長、宮島文書法規係長、小林文書法規係主査、坂口文書法規係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成28年1月27日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 公文書館整備基本計画について

意見・質問等：次のとおり

はじめに

(委員) 段落が変わって「このように、時代を巧みに読み、自己・地域社会の変革を追求し続けてきた歴史を重ねてきたのが上田市域社会です。」とあるが、追求し続けてきたということと歴史を重ねてきたという文言が重なるのではないか。「自己・地域社会の変革を追求し、歴史を重ねてきた」にしてはどうか。検討をお願いしたい。

(委員) 6行目に「第19国立銀行」とあるが、漢数字で「第十九国立銀行」としていただきたい。

第1 公文書館の理念

(委員) 1の下から2行目に「後世に継続して伝え」と書き改めてあるが、以前と同様に「永く後世に伝え」でどうか。

(委員) シンプルに「後世に伝え」でもいいのでは。

(総務課長) では「永く後世に伝え」でよいか。

(委員) よい。

(委員) 個人の感覚のようなものもあるかもしれないが、1の上から6行目に「公文書についても、同様に廃棄されてしまうことが」とあるが、「公文書が廃棄されてしまうことが」でいいのでは。検討いただきたい。

第2 公文書館の役割

(委員) 2の(1)、役割分担について、「公文書館は、情報公開制度と両輪となって」とあるが、両輪というと公文書館と同等の施設があってそれが両輪となるというような表現となるのではないか。

「公文書館は、情報公開制度と相まって」というような表現が無難ではないか。7ページにも同じ

表現があるため「相まって」という表現がいいのではないかと思う。

(委員) 5ページの参考の3館の説明はここに載ってくるのか。

(総務課長) 提言書に載せる。

(委員) 対象資料に下線が引かれているが、図書館の場合、一般公衆の利用に供するということは市民が手に取れる、ただ閲覧に供するだけではなく借りて読めるという点が公文書館や博物館と違う点であり、その意義が問われた事例がある。対象とする資料だけを強調する下線は必要ないのではないか。

(総務課長) 説明文については、個別の法律を引用している。下線については削除する。

(委員) 第2に公文書館の役割、第3に公文書館の機能とあるが、第3の1、保存機能の中に第2の公文書館の役割が含まれてしまうのではないか。第3の1、(2)の資料の収集と同じ内容がこの中にあるため併せてしまった方がいいのではないか。またスケジュールはどうなるのか。この基本計画が出されたあと予算付けがなされなければ何の意味もない。見直しについては総務部ではどう判断されているのか。

(総務課長) 今回の懇話会が最後に終わることができれば、2月の初旬に市長へ提言する。その後、市としてもどういう方向性をもって進めていくか検討する。一つは準備室のような組織をどの時点で立ち上げるか、もう一つは丸子郷土博物館の活用についてであるが、今収集している資料を移す場所をどこにするか、それらの方向性が決まったところで丸子地域協議会や博物館協議会に話をし、丸子郷土博物館の改修、書庫等の設置という順番となる。来年度どの時点まで進めるかは不明確だが、2月初旬までに提言にもっていきたい。

(委員) 予算付けは3月議会か。間に合うのか。

(総務課長) 3月議会であるが、始まりは2月下旬である。

(総務部長) まず懇話会で意見をいただいたものを提言書として市長に渡していただいたあと、市の方で基本計画を機関決定する必要がある。みなさんに提言書をお渡しいただくのは2月2日になるかと思う。これを受けて市として提言を尊重して年度内に機関決定をする。また課や室を設けるとなると条例事項となってくるが、その前に総務部内に担当の職員を配置できるか等の人事の部分の検討も必要である。担当職員の他の施設への視察や研究等も必要となり、そうした準備予算を新年度予算に計上するため3月議会にかけようになる。更には具体的な場所について丸子地域の皆さんに理解をいただく作業をまず来年度に並行して行い、併せて施設にある資料をどう分類してどこで収集・整理をし、市民の皆さんに提供していく場所を設けるか等も検討し、条例の制定・改正作業を行い、丸子郷土博物館に決定したら、いよいよ準備室が立ち上がっていく。その間には公文書館に収蔵する資料のリストアップも並行して行っていくようになる。本日意見をいただき、整備基本計画案が大きく変わるとなるともう一度話し合いが必要になるが、修正箇所が何点かのみの場合は事務局で修正したうえで年明けに委員の皆様を確認いただき、必要であれば再度修正し最終確認していただいて会長から市長に提言いただく。この作業を1月中に終わらせて2月2日の提言を迎えたい。

(総務課長) 最初の案と表題が若干異なり、最初は公文書館の保存対象文書としていたが役割に変更した。第2と第3を一緒にするという方法もあるが、第2は他の類似施設との棲み分けを考えており、第3は公文書館としてそもそもどのような機能が大切なのかをまとめたもので、事務局とすれば分けたほうがいいのではと考えている。

(委員) 表現上の統一、整合性が必要になってくると思う。第2の公文書館の役割の1について、公文

書、古文書等の記録についてはよくわかるが、収集する資料については別表現になるように思う。その下の例についてもよくわからず、最初の段落の「公文書館で収集し、保存する資料」の主な具体例として挙げてあるかと思うが、あえて入れる必要はないのではと思う。保存年限経過後の公文書のうち歴史資料については当然収集対象となるし、そもそも公文書館を作るためには公文書館法に基づいて行っているのであるから、例は必要ないのではと思う。また本文中に行政資料、行政刊行物、取得した公文書とあるのだから、市の機関の作成した行政資料や行政刊行物について挙げる必要はないのではと思う。また3点目の「概ね昭和の合併まで」という意味がよくわからない。明治、昭和、平成の大合併までという表現の方がいいのではないか。しかしその間に小さな合併が多くあるのだから、各合併時に作成・取得された旧役場文書くらいにした方がいいのではないか。合併資料はそれだけが非常に重要な資料というわけではない。ここに挙げている例は本文中に含まれているように思えるので必要ないと思う。

(総務課長) 例はあくまでも例にすぎない。なくてもわかるのであれば削ることも差し支えない。概ね昭和の大合併までに作成・取得された旧役場文書については、合併関連文書のみではなく、それまでの全ての文書である。平成の大合併というと平成18年の4市町村の合併を指し、昭和の旧上田市内の塩田町、川西村あるいはそれ以前、また丸子や真田がそれぞれ合併をしてきているかと思うが、その旧4市町村になる前の更に古いものが各旧役場、上田でいえば旧塩田支所、川西支所等に残っている。中身を見ると、現金出納簿など、本来であれば保存年限を過ぎており廃棄して構わない文書であるが、当時の歴史を知る上で貴重な資料であるため廃棄せずに残しておいた方がいいのではという内部的な決定があった。決して合併関連文書のみではなく、旧4市町村、更に前の合併時の残っている文書は大切に残そうという意味であえて載せてある。あくまでも例の一つにすぎない。

(委員) 逆に、例はもっと載せたほうがいいのでは。公文書がどういうものか知っている人たちはいいが、多くの方々の目に触れるものであるから、公文書とは一体何なのかとなったときに、例がたくさんあった方がこういうものを残すということをより理解していただけるのではないか。例については、もっと載せてもいいと思う。

(委員) 提言書であるからその必要はないのでは。選別基準を全て載せればいいのではないか。合併資料も当然入る。どうしてもということであれば1つくらい入れておけばいいのでは。細かくやり始めると際限がない。選別する文書の一覧表を添えて全て対象になると示した方がよりわかりやすい。

(総務課長) 選別する文書を全て載せるのは不可能である。この例に少し加える程度でどうかと考えている。

(委員) 例の4点目に「古文書等の諸記録」とあるが具体的には何を指すのか。

(総務課長) 古文書の定義にもよる。人によっても違おうし、歴史が経過する中で現在は古文書ではなくても50年後100年後に古文書になるものもある。広く網羅してその表現とした。

(委員) 4点目・5点目に古文書等の諸記録とあるが、言葉としてよくわからない。古文書及びその他の記録等であればわかるが。

(総務課長) 読み取れるのであれば別の表現でも構わない。

(委員) 複製資料とは何か。

(総務課長) 市史編さんの際に、原本ではなくて複製、つまりコピーをして原本を返している。

(委員) 「古文書等の諸記録」という言葉で統一するのであれば、役割分担の下から4行目に「古文書

等の諸記録」とあり、下から3行目の「古文書等の収集・保存」についても「古文書等の諸記録の収集・保存」となるのではないか。古文書等の諸記録という言葉がよくわからない。ここは古文書等に関する調査・研究に必要な資料、図書等も必要に応じて収集するという内容だろうと思うが。

1の取り扱う資料の範囲の6行目について、「また、収集する資料は」ではなくて「その他の資料として」とすればどうか。また、「図画」とは何か。

(総務課長) 地図、図面のようなものである。

(委員) 言葉としては絵地図ではないか。電磁的記録とは何を指しているか。

(総務課長) 紙だけではなくて、磁気テープ、CDやDVDなどデータのなものも含まれる。

(委員) このところこそ括弧してスライドや写真や映像、マイクロフィルムや音声記録、磁気テープなどを入れておいた方がより明確になると思う。同じような文言が6ページの一番下の行に「電子文書(電磁的記録)」とあり、文書として統一しなければならないと思う。4ページの最初にその文言が出てくるため、そこで具体的に電磁的記録はこういうものだとして説明しておけば6ページについては電磁的記録という表現で済ませることができ、一貫する。

(総務課長) 4ページの1、取り扱う資料の範囲の「また、収集する資料は、…」とあるところの表現は、国や市の情報公開条例に合わせてあるため、そちらと表現を合わせたい。

(委員) その文章の中には、似たような内容を含んでいるのか。

(総務課長) 含んでいる。

(委員) 「古文書等の諸記録」という表現は違和感がある。また私は立場が違うが古文書も収集しますよという明確な意志が伝わってくるような形にしていきたい。「そのほかの諸記録の資料」などというようにわかりやすくしていきたい。また、委員とは意見を異にするが、現在ある歴史的な資料あるいはこれから歴史的な資料になるものを収集・保管し閲覧に供するという機能を持つ機関は、公文書館ができると上田市として3つ持つことになる。この役割分担を明確にするために第2を設けていただきたい。確かに第3と重複する部分はあるが、やはりここで公文書館は図書館や博物館と違ってこうだということを明確に位置付ける意味で設けておいていいと思う。また、委員から図書館は図書を持ち帰る機能があるとあったが、あくまでどういう資料を収集して持っているかということが重要であるため、下線は残しておいた方がいいのではないかと。そうすると明確にこのように役割分担しているとわかる。

(委員) 貸し借りは図書館だけではなく博物館や公文書館でも行う。その機能は全てにある。

(委員) 機能は同じかもしれないが、なぜ公文書館が必要かということを実際立たせるための役割という部分かと思う。同じであれば図書館に行けばいいと言われてしまえば困る。そのための役割というように項目をひとつ設けてあるのではないかと。委員は下線があった方がいいとおっしゃられたが、波線があったほうが際立つのであればそうした方がいいかと思う。そのために第2は必要だと思う。

(総務課長) 「古文書等の諸記録」という表現を見直し、「古文書及びその他の記録」という表現に変えてよいか。

(総務部長) その下に「収集する資料は、文書、図画、…」としているため、「古文書等」だけでもいいのでは。

(委員) 「等」が一番便利だが一番わかりづらい。公文書館法の「公文書等」とは何を指しているのか。

(総務課長) 法では「公文書その他の記録」としている。

(委員) 「その他の記録」については公文書館法で明記されている。それと同じ扱いの方がいいのでは

ないか。

(総務課長) 国の公文書等の管理に関する法律での文言は、公文書等とは、行政文書、法人文書、特定歴史公文書等とある。公文書館法の中には、公文書等とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)とある。古文書はその他の記録に入っている。

(委員) その他の記録の中には私文書や絵図等も入る。わかりやすく説明するという点で、提言するにあたって、その内容を入れたほうがよりわかりやすいのであれば、入れたほうがいいかと思うが、同じようなことであれば整理したほうがいいのでは。

(総務部長) 法律では「公文書その他の記録」となっているが、前段で公文書の定義が入っているため、「古文書等の諸記録」という表現については「古文書及びその他の記録」という委員の御意見を文章に活かし統一するということがよいか。

(委員) よい。

(委員) 4ページの類似施設について気になっているのが棲み分けである。「古文書等の諸記録については、これまで博物館において多くの資料を収集し、活用してきた実績を踏まえ、古文書等の収集・保存は、従来どおり博物館が中心となっていくこととします。ただし、公文書に類するものとして公文書館で保存する必要があるものについては、公文書館で取り扱うものとします。」とある。なるほどと思う。しかし、上田市の博物館は収蔵量が限界を超えているのではないかと。また第2の保管施設を造らなければならない状況ではないのか。博物館に寄贈をお願いしても博物館の方としてそれを全て受け入れるかということも必ずしもそうではなく、当然選別をする。博物館はやらない、図書館や公文書館をお願いしたいとなったとき、どうするのか。

(総務課長) 公文書館においても全て受け入れるということは考えていない。ただし、その文書が歴史的に必要かということは第三者的な目でも見ていただいた上で、受け入れるかどうか判断する。古文書といわれるものの中でも区分に迷う部分がある。行政文書であっても古文書に類するものもある。今回の提言書にはそこまで細かく書いていないが、博物館は博物館、図書館は図書館、公文書館は公文書館という区分けは当然あるが、単純に博物館が受け入れないのであれば全て受け入れないのではなく、どういう部分が受入可能かということも踏まえて、今後連携をとっていくというように考えていきたい。決して博物館が受け入れないから公文書館も受け入れないということは考えていない。

(委員) 今のところの表現の仕方としては、6ページの(2)、イの中の「公文書館と博物館とが協議したうえで、取得の必要性を判断することとします。」となっているが、このくらいの表記にとどめておいた方がいいのではと思う。博物館中心となっていくと書いてあるが、博物館と公文書館とで協議していくというような文言の統一が必要ではないか。6ページについては寄贈・寄託の関係、4ページについてはそうではないが、同じ扱いで博物館と公文書館が協議をして受け入れていくというように統一した扱いはできないか。

(総務課長) おっしゃることはそのとおりで、博物館と公文書館とが協議した上でやっていくこととなると思うが、4ページの方はあくまでも各施設の役割分担ということで博物館が中心となっていくことを際立たせるために書いてあり、当然その際には協議をしながらやっていくということが6ページに書いてあり決して矛盾しているとは考えていない。

(委員) 地域史連絡協議会の委員の中からは、公文書館の古文書の収集ができなくなるのではないかとという危惧をもっている人も何人かいる。そのようなことはない、公文書館法に則ってやる場合には古文書等も含まれるから大丈夫だという説明をしても疑義をもたれる方がいる。できればそのと

ころも、両者で協議するような形でお互いに古文書が扱えるような文言としてほしい。

(総務課長)例えば、御意見を活かすとすると、4ページの「博物館が中心となって行うこととします。」のあとに、「その際公文書館と博物館で協議します」というような内容を入れる方法はどうか。

(委員)それも考えた。それが駄目であれば「当分の間は」と入れるということも考えたが、いつまでが当分かかわからない。総務課長が言われていたような文言を付け加えたほうがいいのではと思う。

(総務部長)公文書館と博物館でどちらかの役割が定着するまでは、常に協議の繰り返しが続いていくかと思う。「公文書館と博物館で協議します」というような文言を付け加えることとしたい。

第3

(委員)6ページの(3)、アの中の電子文書(電磁的記録)については、どちらの言葉に統一されるのか。検討事項となるのか。

(総務課長)先ほどの件と表現を合わせるようにする。

(委員)7ページについて、2の利用普及機能の(1)のイ、閲覧方法について、「紙の劣化等」ではなく「原資料の劣化等」の方がいいのではないか。

(委員)委員の発言について、この原資料という言葉は必要か。「紙を」という言葉を削除してはどうか。「原資料を利用することとしますが、劣化等を考慮して」としてはどうか。

(委員)その方がいい。

(委員)2の利用普及機能の(1)、アの3行目の「個人情報等の公開に適さない情報が含まれる場合もあることから」とあるが、情報という言葉が重なるため、2つ目の情報という言葉は「もの」という程度の文言でどうか。

(委員)8ページの3、調査研究機能について、「調査研究の成果は、広報誌等を作成し」とあるが、これは出版資料ということではどうか。

(総務課長)よい。広報誌という表現が適切かどうかはわからなかったため、いい表現があれば提案していただきたい。

(委員)博物館でやっているような郷土史シリーズという形で出すということも公文書館でも出てくると思う。

第4 -

第5

(委員)11ページの3、準備体制について、準備室の体制をとっていくということであるが、あらかじめ何年に開館する、開館までにこういうことをするというような具体的なスケジュールを提言書に明記することはできないのか。

(総務課長)提言いただいた後、市の方で提言を尊重して内部で意思決定をする。予算については議会へ提案して認めていただくという部分があるため、この中では挙げられない。また、市には実施計画という3年ごとの計画があり、当然公文書館についても載せてあるが、具体的な話については、市の内部で意思決定がされれば当然議会に諮る中で決まってくる。

(委員)提言はしたが、いつ開館になるのか一向にわからないのは困る。

(総務課長)年度は申し上げられないが、専門の職員を配置したり組織を作るところから始まり、改修のための予算を計上・改修し、書架を購入・設置し、今ある資料をどの時点でどこに移すのかとい

う検討をし、今バラバラに収蔵されている資料を搬入する準備等をお考えいただくと先が見えてくる。

(委員) 地域史連絡協議会の理事会を開き、その中で出てきたこととして、塩田の文書、浦里の文書、真田・丸子等の文書とあるが、開館のときには一か所に集めるのか、また、集めてもらわなければ困るという意見もあった。それはこれからの検討課題ではとっておいたが、目録はできていると思うので公開できるかの判定さえつけば、全部を持ってこなくても閲覧は可能かと思うが。

(総務課長) 丸子郷土博物館を活用して、今のところの案だと1階の入ってすぐ右側の第1展示室は残そうと考えているが、それでも約900mの書架延長しかとれない。今の各施設にあるものは書架延長1.6kmということであるため、丸子郷土博物館が予定どおり空いたとしても全てをもってくることはできないというのは間違いない。ある程度揃えたいが当面分散管理をせざるを得ない。心配なのが丸子郷土博物館にあるものも非常に貴重な資料であり、持っていき場所がない限りはそこに置いておかざるを得ないことで、当初の段階でどの程度まで空けることができるかという部分もあるため、迷うところである。将来的にはできれば一か所に集めて目録も整備してというのがあるべき姿だと思う。

第6 -

提言 -

その他

(委員) 「公文書館」という名称については統一がとれたのか。「文書館」という名称も挙がっていたし他の案もあったかと思うが。

(委員) 提言書の中に、この施設を「上田市公文書館」とするというような文章がない。しかし表紙には上田市公文書館とある。文書館整備基本計画というくらいの方がいいのではとも思うが。

(委員) 愛称のようなものはまた別に考えるということでもいいかと思う。公文書館か文書館か、その辺りかと思う。

(委員) 名称も然ることながらどういうものを収集して保管していく施設なのかということが重要であり、その点が懇話会の中で概ね了解できればいいかと思う。名称については新たな提案がなされるかと思う。サントミュージゼのような愛称がつくのかもしれない。内容が納得いくような機能を持つということになったということであればいいかと思う。

(委員) わかりやすく「公文書館」という名称でいいのではないか。

(委員) 中身については十分に検討いただいたかと思う。この会としては「公文書館」でいいのでは。

(2) その他

(委員) 提言書の提出の時に報道が入ると、いつ開館となるのか等問い合わせが来るかと思うが。

(総務課長) 提言いただいたあとに市長との懇談の時間があるかと思うので、具体的なスケジュールは申し上げられないかと思うが、せっかくの機会であるため委員のみなさんの思いをぶつけていただきたい。

(委員) このように扱うという結果はいつどういう形で伝えられるのか。それとも提言してそのままなのか。

(総務課長)懇話会の皆様からいただいたこの計画案は上田市としての案になる。大きくは変わらない。その際には皆様にお伝えしたい。

(総務部長)年度内を目途に市としての機関決定をする。新年度の4月以降から丸子郷土博物館の機能移転の計画、公文書館としてどのような文書をまず入れていくのか、選別基準等を作りながら検討し、また地域協議会をはじめ、丸子地域の皆様に了解いただく作業も入ってくる。機能移転の場所が確保されたら、翌年にはその基本設計、積算する作業、事業費の確定作業に移っていければと考えている。早ければ29年度くらいには実施計画がまとまり、何年というのが見えてきて、29年度には準備室が見えてくる段階となればいい。予算と組織と人手の問題がある。実施計画を作成していく中でも委員の皆様の助言をいただかないと進まない。場面場面で助言をいただきながら一歩一歩進めていきたい。これで終わりではなく、よちよち歩きを始め、順調に歩みを進めていけるよう引き続きの協力をお願いしたい。

4 閉会